

令和2年5月19日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

三重県知事
鈴木英敬
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び
検査体制の現状に関する認識について (回答)

令和2年5月14日付けにて照会のありました標記の件につきまして、下記
のとおり回答いたします。何とぞ宜しくお願いいたします。

記

1 医療提供体制

本県では、患者数が大幅に増加した場合に備え、感染症病床24床に一般病床等151床を加えた計175床の病床確保を医療機関に依頼しております。ただし、実際に175床が満床となった場合には、通常診療への影響も大きいことから、一定程度入院患者が増加した場合は、入院後に軽快しPCR検査の陰性化待ちとなった患者等を宿泊施設で療養する方針とし、64室を確保しています。

1月30日の第1例目から本日(5月19日)までに計45例の陽性患者の発生があり、いずれも県内の医療機関にて入院加療を行いました。4月中旬に患者数が増加したため、4月18日から一般病床での受け入れを開始しましたが、最大32名の入院患者で第一波を終えることができ、宿泊施設を使用することはありませんでした。

緊急事態措置を解除する際、再び県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数、PCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、引き続きモニタリングを実施し、患者数が大幅に増加した4月中旬と同様の状況が生じる予兆を察知した際には、直ちに感染拡大への警戒を呼び掛けることとしており、以下の判断基準を設けております。

【判断基準となる主な指標とその目安】

指標	水準	期間
新規感染事例数	3	直近5日間
新規感染者数	10	
入院患者数	20	

新型コロナウイルス感染症患者への医療提供と通常診療のバランスを取りながら医療提供体制を維持していく必要があるため、病床数としては、現在確保している数にて適正と考えております。

再び感染が拡大することにより医療が逼迫し、経済活動を止めざるを得ない事態とならないためにも医療提供体制の確保は重要です。医療提供体制を維持するためには、病院の空床確保や宿泊施設の確保が必要となることから、国からの十分な財政的支援が必要と考えております。

2 PCR等の検査体制

本県では、保健環境研究所（地方衛生研究所）、県内2医療機関、及び、民間検査機関でPCR検査を行っております。5月15日時点の集計(n=2,553)では、保健環境研究所80%、医療機関5%、民間検査機関15%の実施割合でした。1日最大の検査実施件数は122件で、迅速に検査が実施できております。

PCR等の検査体制3つのプロセスである①検体採取、②検体搬送、③検査の実施については、今後患者数が大幅に増えた場合やクラスターが発生した場合に備え、

- ① 検体採取については、地域外来・検査センターの設置に向け、各地域において、郡市医師会、基幹病院、地元自治体と調整を行っているところであり、準備ができ次第、順次、開設していく予定です。
- ② 検体搬送については、県内の交通事業者と委託契約を締結し、各保健所から保健環境研究所への搬送体制を強化しました。
- ③ 検査の実施については、保健環境研究所の人員を増員するとともに、PCR検査機器を追加整備中です。また、民間検査機関と県が直接、検査の委託契約を締結するなど、検体数が急激に増加した際には、民間検査機関も活用することとしております。

なお、今後の抗原検査の動向により検査体制は変更される可能性があります。PCR検査としては、上記の体制強化にて対応可能と考えております。

以上